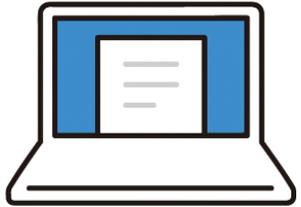
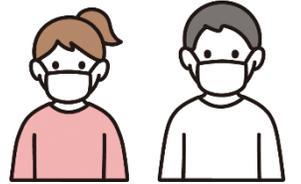


定点把握感染症（流行状況）

全道・2024年第18週（4月29日～5月5日）

掲載イメージ

感染症	第18週	前週比	警報・注意報レベル	警報基準値	注意報基準値
インフルエンザ	0.67	↓（減少）	—	30.0	10.0
咽頭結膜熱	1.18	↓（減少）	—	3.0	—
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	5.05	↓（減少）	—	8.0	—
感染性胃腸炎	2.63	↓（減少）	—	20.0	—
水痘	0.15	↓（減少）	—	2.0	1.0
手足口病	0.00	↓（減少）	—	5.0	—
伝染性紅斑	0.00	→（横ばい）	—	2.0	—
ヘルパンギーナ	0.01	→（横ばい）	—	6.0	—
流行性方耳下膜炎	0.02	↑（上昇）	—	6.0	3.0
急性出血性結膜炎	0.00	→（横ばい）	—	1.0	—
流行性角結膜炎	0.07	→（横ばい）	—	8.0	—
新型コロナウイルス感染症	3.38	↓（減少）	—	30.0（※）	



感染症の流行情報や正しい知識を知って**感染症**に備えましょう。感染予防のためには**標準予防策**が大切です。各感染症の詳しい内容や**予防のポイント**は北海道のホームページをご覧ください。

※ 新型コロナウイルス感染症は警報・注意報の基準値を国が定めていないため、当面、国の事務連絡の考え方に沿って暫定的に注意喚起の目安を道が設定しています

北海道 感染症

検索

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/149369.html>

感染症に関する情報の収集・分析・公表に関する関係規程

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（抄）

（情報の公表等）

第十六条 厚生労働大臣及び都道府県知事は、第十二条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の発生の状況、動向及び原因に関する情報並びに当該感染症の予防及び治療に必要な情報を新聞、放送、インターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならない。

北海道感染症予防計画（令和6年度～令和11年度）（抄）

第1章 感染症の予防の推進に関する施策

第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

4 人権の尊重

(2) 道は、感染症に関する個人情報の保護に十分留意するものとする。また、感染症に対する差別や偏見を解消するため、報道機関等に対し協力を求めるとともに、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努めるものとする。

第12 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項

1 基本的な考え方

- (1) 道及び市町村は、感染症の発生に際して、道民の理解の増進に資する必要があると認めるときは、個人情報の保護に留意の上、各種広報媒体等を活用し、法及び関係法令等に基づく適切な情報の提供及び感染症とその予防に関する正しい知識の普及を行うとともに、感染症のまん延防止のための措置を行うに当たっては、患者等の人権を尊重するものとする。
- (3) 道民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うとともに、偏見や差別により患者等の人権を損なわないことが求められ、道は、必要な対応を行うものとする。

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）（抄）

第四節 感染症の予防

（出席停止）

第十九条 校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

（文部科学省令への委任）

第二十一条 前二条（第十九条の規定に基づく政令を含む。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）その他感染症の予防に関して規定する法律（これらの法律に基づく命令を含む。）に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。